

感染症等の疾病の登園について

本園では、お子様が学校保健法により定められた感染症等の疾病にかかった場合本人の健康回復と周囲への感染予防のため、登園を控えていただいております。医師の診断や治療を受けられて病気が治る、または軽快して他の園児に移す恐れがなくなりましたら医師より右記の登園許可書を記入してもらってから登園をさせていただきます。

登園許可書が必要な疾病（学校保健安全法施行規則に基づいています）

区分	病名	登園停止期間の基準
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後 3 日経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶた化するまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え 2 日経過してから
第三種	流行性角結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸炎 （O-157 等）	
その他	溶連菌感染症・とびひ 感染症胃腸炎・手足口病 ヘルパンギーナ・水いぼ マイコプラズマ肺炎・ 伝染性紅斑・RS ウィルス あたまじらみ	出席停止の必要のない病気ではあるが症状が重いつきや発生や流行の動向によって医師による登園許可が必要になる場合があります。 登園するときに「登園許可証」の提出が必要か否かは診察をうける医師の指示に従ってください。

主治医様

現在かかっている病気が治癒、または軽快して他の園児に移す恐れがなくなりましたら下記の「登園許可証明書」にご記入ください。

また、その他の感染症等で登園許可証明書の記入が不要な場合は、園児の全身状態が良好になりましたら保護者へ「登園してよい」旨のご指導をお願いいたします。

登園許可証明書

学校法人鈴木学園 富士幼稚園

保護者 記入欄	組名	園児名			
医 療 機 関	疾病名				
	加療期間	令和 年 月 日より			
		令和 年 月 日まで			
関 連	登園可能年月日	令和 年 月 日	より		
記 入 欄	上記証明いたします 令和 年 月 日				
	医療機関名				
医師名					
印					